

3 機構・分掌事務及び職員配置の状況

(1) 機構・分掌事務

本 庁

ア 機構・分掌の変更

平成27年4月に、「手作業」「紙図面」で行っている土地評価業務をシステム化する固定資産G I Sの導入を検討するため、資産税部にG I S推進担当課長、同部固定資産評価課に課長代理（G I S推進担当）を設置した。

平成28年4月に、社会保障・税番号制度の利用開始等に伴い新たに顕在化する納税義務者死亡の事実に早期に対応するため、資産税部固定資産税課に課長代理（固定資産税担当）を設置した。

平成29年4月に、所有者調査促進に向けた検討等に係る体制整備として、資産税部固定資産税課の課長代理（固定資産税担当）を課長代理（所有者調査担当）に変更した。

平成30年4月に、固定資産G I Sの導入に向けて本格化する地番図整備業務に対応するため、資産税部固定資産評価課に課長代理（地番図整備担当）を設置した。

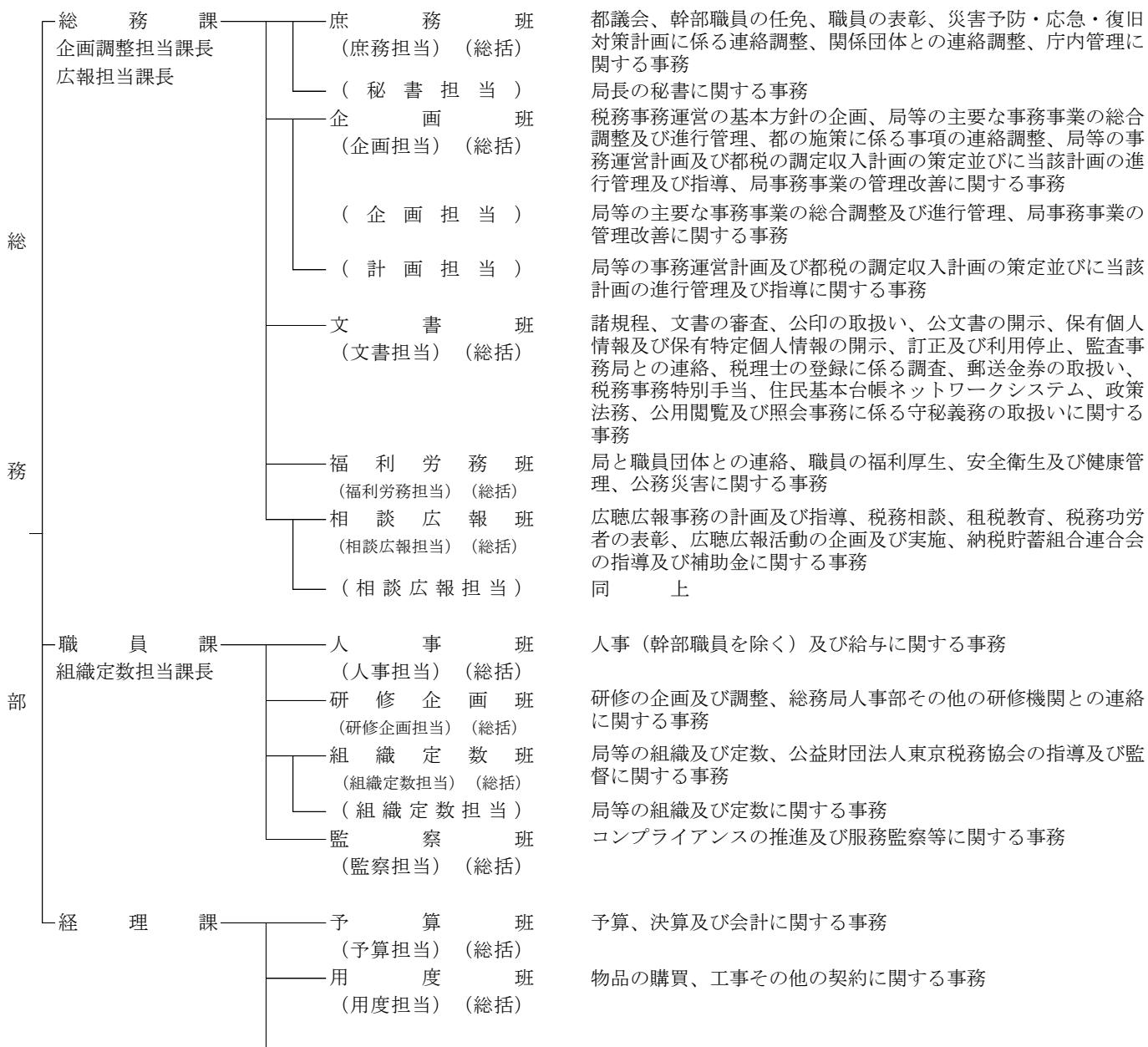
平成31年4月に、2020年に向けた実行プラン事業及び主税局見える化改革を推進するため、総務部総務課企画班に課長代理（企画担当）を設置した。

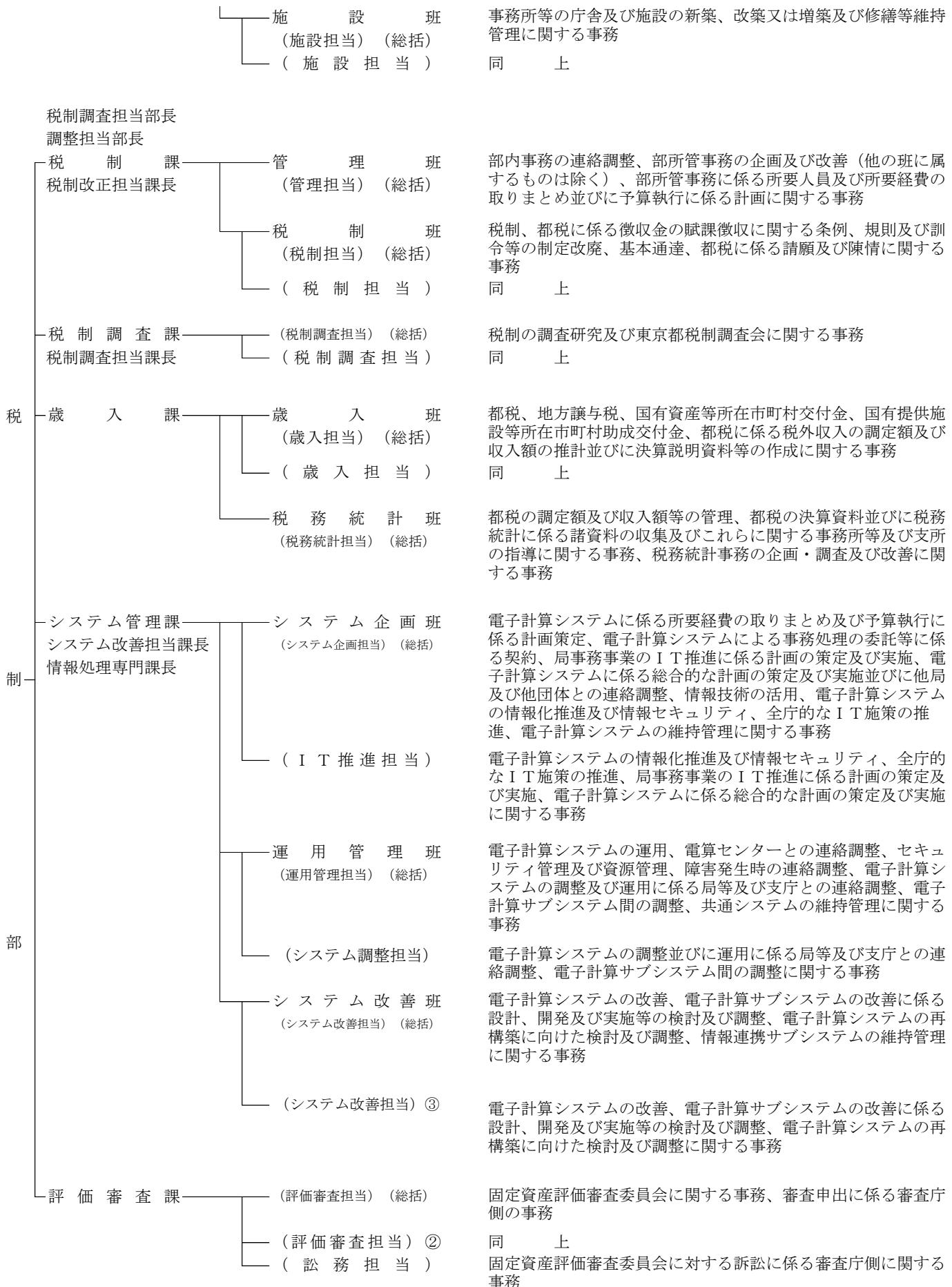
令和2年4月に、T A C S Sの再構築に向けた検討等に対応するため、税制部システム管理課システム改善班に課長代理（システム改善担当）を設置した。

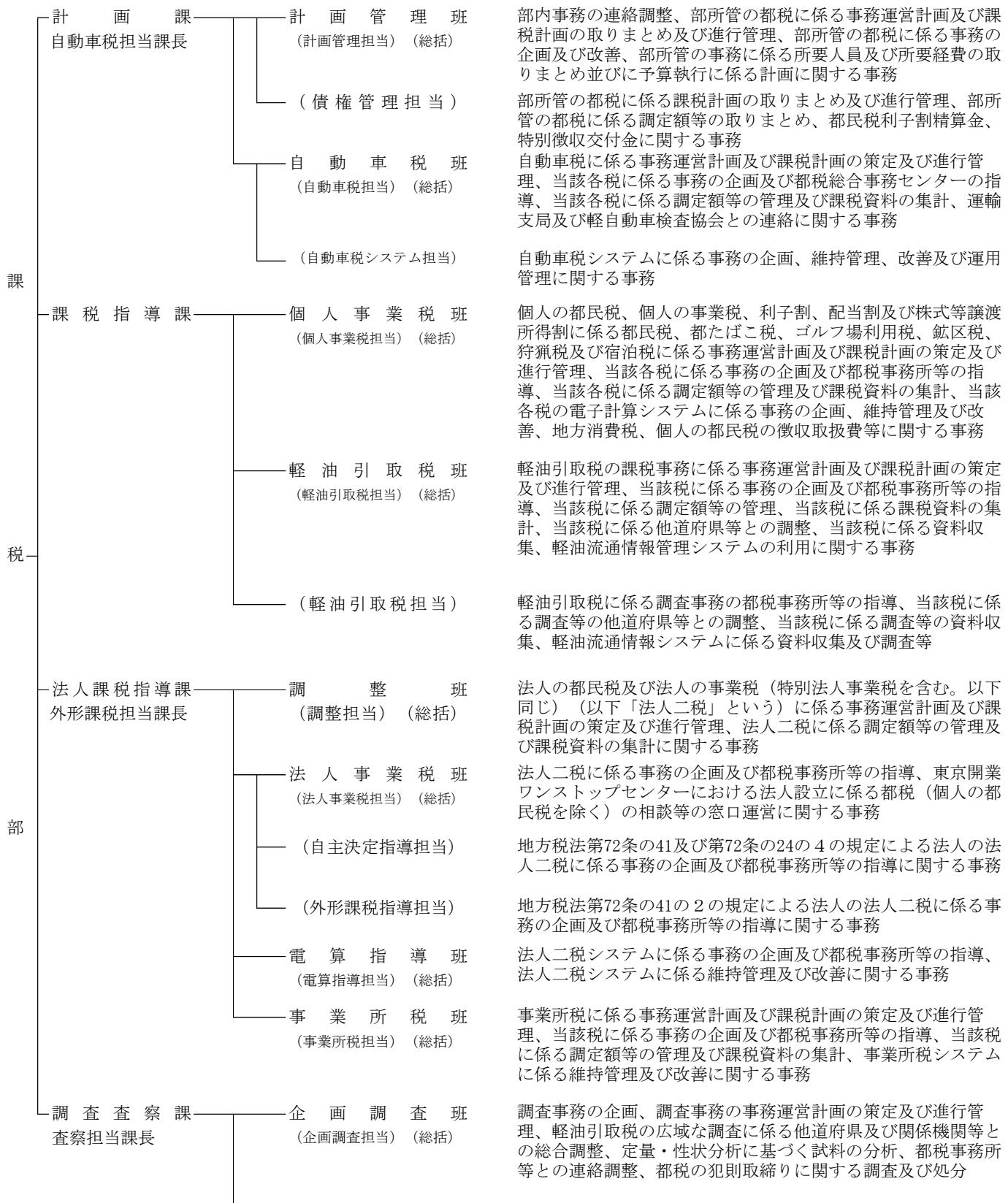
令和4年4月に、これまで税目別に組織されていた課税部を「管理運営企画機能」、「都税事務所指導機能」及び「調査査察機能」の機能別に再編することに伴い、軽油引取税担当課長及び査察課を廃止し、調査査察課（企画調査班、特別調査班及び法人特別調査班）及び査察担当課長を設置した。また、課税指導課において、軽油引取税班に課長代理（軽油引取税担当）設置する一方、調査指導班及び広域調査班を廃止した。

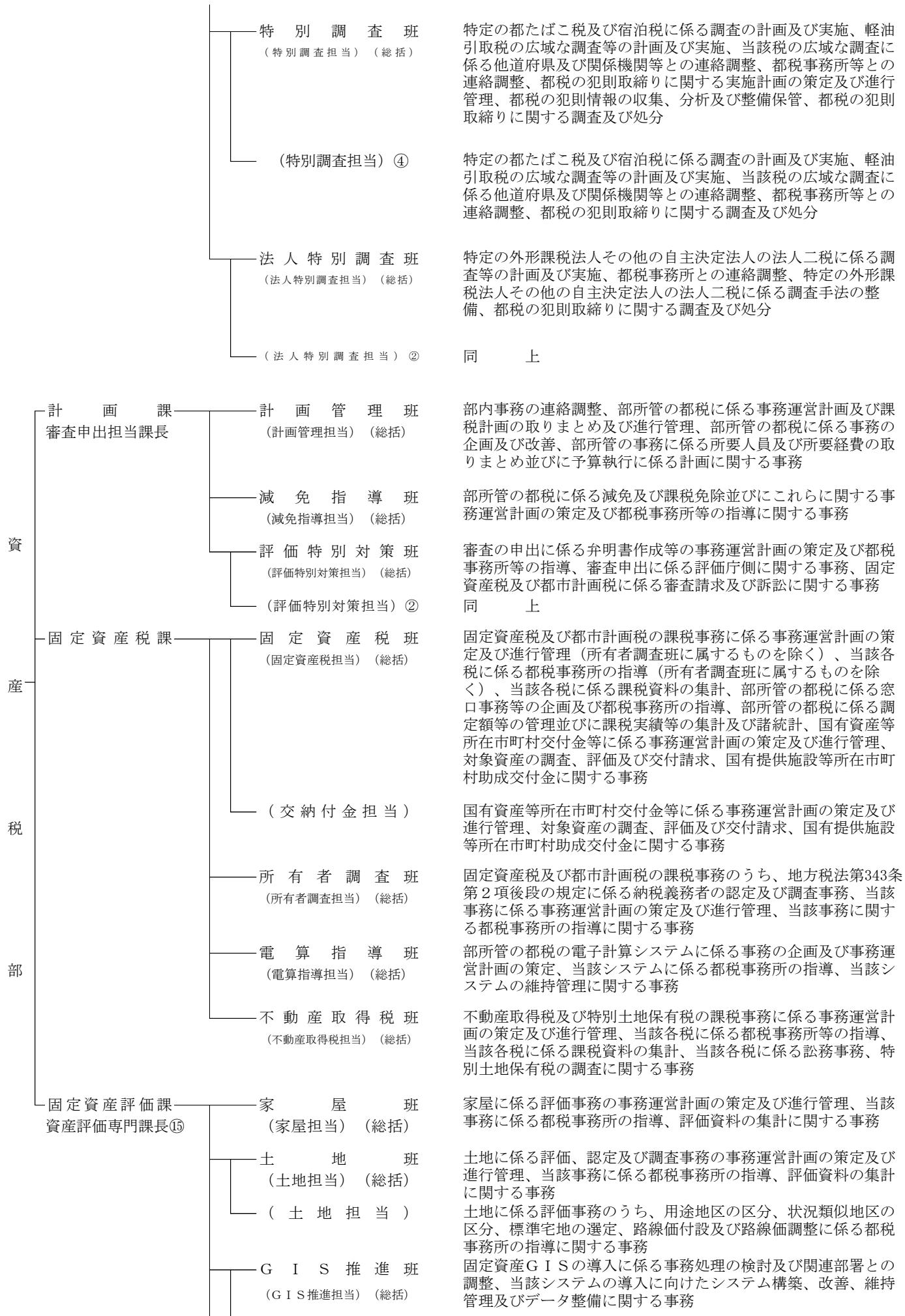
イ 令和4年4月1日現在の機構・分掌事務は、次のとおりである。※（）内は課長代理のポスト名

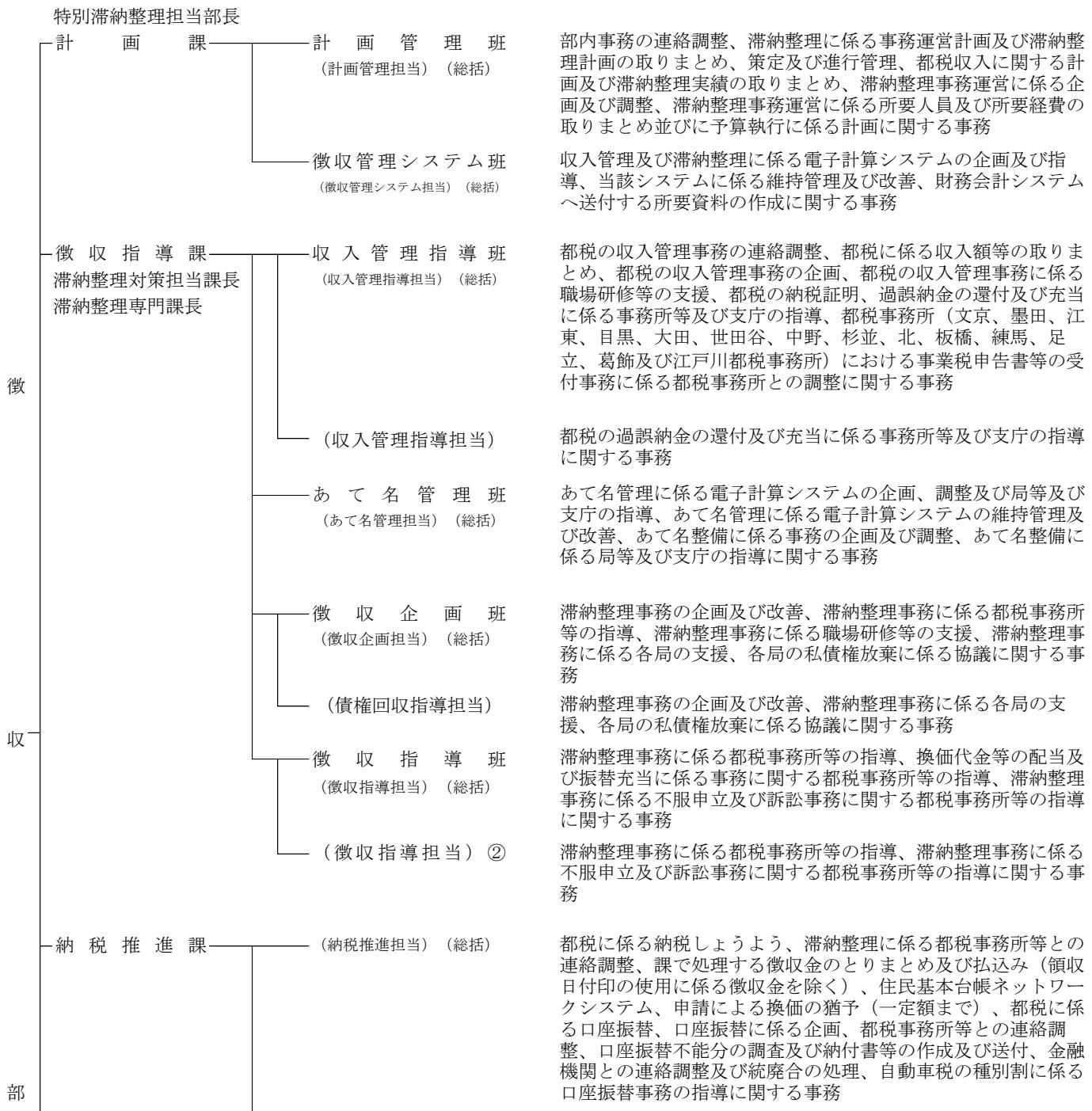
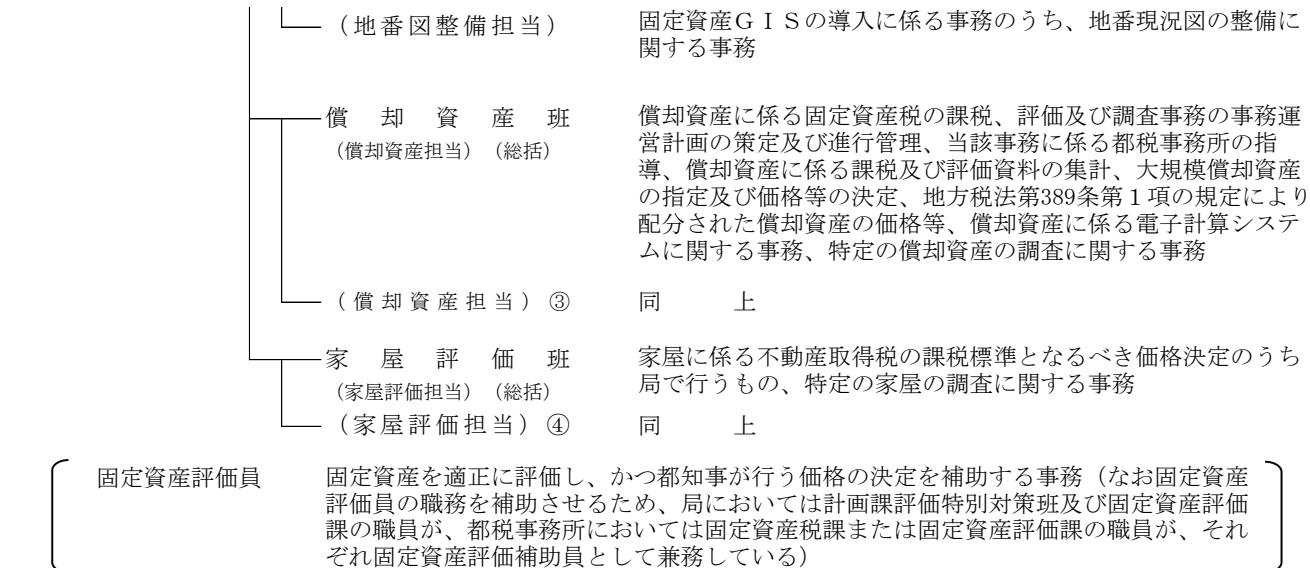
主税局各部課班分掌事務概要













都 稅 事 務 所

ア 機構・分掌の変更

平成20年4月に、課税部門の事務執行体制の効率化を図るため法人事業税事務をブロック11所（千代田、中央、港、新宿、台東、品川、渋谷、豊島、荒川、八王子、立川）で集中処理することとし、区部14所の法人事業税係を廃止した。また、法人調査係及び事業所税係においてもブロック4所（千代田、中央、港、新宿）に事務を集約する組織再編を行い、より効率的な執行体制とした。

平成21年4月に、課税部門の事務執行体制の効率化を図るため法人事業税業務をブロック11所（千代田、中央、港、新宿、台東、品川、渋谷、豊島、荒川、八王子、立川）で集中処理することとし、区部14所の法人事業税係を廃止した。また、外形標準課税制度の全件調査終了に伴い、平成21年度以降は適正・公平な課税、税収確保を目的とする調査を重点的に実施していくことから、千代田都税事務所に専門副参事（法人調査担当）を設置した。

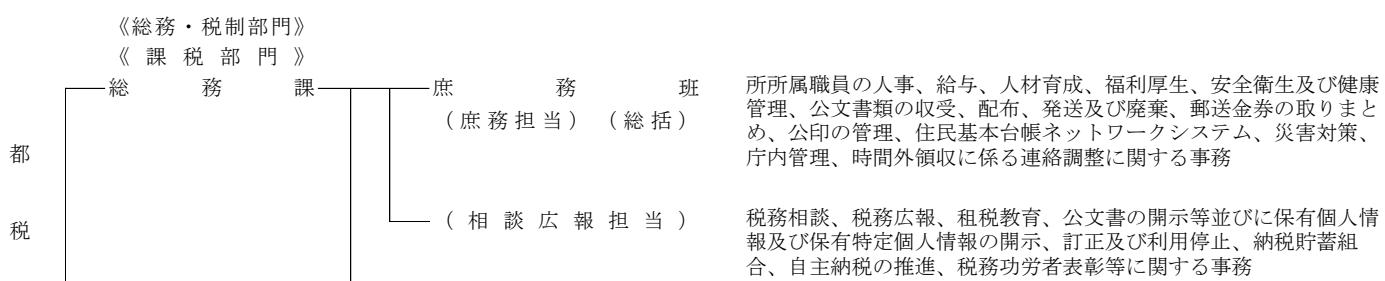
平成22年4月に、区部5都税事務所（大田、世田谷、練馬、足立、江戸川）の納税課について、徴収部門の運用体制を一体化することで執行体制の効率化を図るため、徴収課に統合して一課体制とした。また、法人調査体制の充実のため、新宿都税事務所に専門副参事（法人調査担当）を設置した。

平成23年4月に、専門知識を活かした困難案件の処理及び職員の育成を目的として中央都税事務所に法人調査専門課長を設置した。

平成24年4月に、多摩都税支所4所について、業務実態に合わせ収納調査係を受付相談係へ統合し1係制にするとともに、非常勤職員を活用して窓口事務の円滑化を図るために執行体制の効率化を図った。

イ 令和4年4月1日現在の機構・分掌事務は、次のとおりである。

都税事務所各課班分掌事務概要



事務所

都税事務所

事務所

所

計画経理班
(計画経理担当) (総括)
(千代田、中央、港、新宿、台東、品川、渋谷、豊島、荒川、八王子、立川都税事務所に限る)

計画経理班
(計画経理担当) (総括)
(文京、墨田、江東、目黒、大田、世田谷、中野、杉並、北、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川都税事務所に限る)

軽油引取税班
(軽油引取税担当) (総括)
(江東都税事務所に限る)
(軽油引取税担当)
(江東都税事務所に限る)

《課税部門》

事業税課
(千代田、中央、港、新宿、台東、品川、渋谷、豊島、荒川、八王子、立川都税事務所に限る)

個人事業税班
(個人事業税担当) (総括)
(千代田都税事務所に限る)

(宿泊税担当)
(千代田都税事務所に限る)

個人事業税班
(個人事業税担当) (総括)
(中央、港、新宿、台東、品川、渋谷、豊島、荒川、八王子、立川都税事務所に限る)

都民税利子割班
(都民税利子割担当) (総括)
(中央都税事務所に限る)

軽油引取税班
(軽油引取税担当) (総括)
(中央、港、新宿、立川都税事務所に限る)

(軽油引取税担当)
(中央、港、新宿、立川都税事務所に限る)

法人事業税班
(法人事業税担当) (総括)
(荒川都税事務所に限る)

法人事業税第一班
(法人事業税担当) (総括)
(台東、品川、渋谷、豊島都税事務所に限る)

法人事業税第二班
(法人事業税担当) (総括)
(台東、品川、渋谷、豊島都税事務所に限る)

所の事務運営計画及び調定収入計画の策定及び進行管理、都税の調定額及び収入額の取りまとめ、都税の決算、電子計算システムに係る搬出入資料の受払い、特別徴収交付金等の交付及び実績の集計、所の歳出に係る予算及び決算、所の会計、所の財務会計、所内の電算機器類の維持管理及び障害発生時の連絡調整、物品の購買、工事その他の契約、用品の請求、物品の出納及び管理、庁舎及び施設の維持、所で使用する自動車等の維持、手数料の徴収、個人の都民税に係る徴収取扱費等の交付に関する事務

所の事務運営計画及び調定収入計画の策定及び進行管理、都税の調定額及び収入額の取りまとめ、都税の決算、電子計算システムに係る搬出入資料の受払い、特別徴収交付金等の交付及び実績の集計、所の歳出に係る予算及び決算、所の会計、所の財務会計、所内の電算機器類の維持管理及び障害発生時の連絡調整、物品の購買、工事その他の契約、用品の請求、物品の出納及び管理、庁舎及び施設の維持、所で使用する自動車等の維持、手数料の徴収、個人の都民税の課税、個人の都民税に係る徴収取扱費等の交付、個人の都民税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理に関する事務

軽油引取税の課税、当該税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、当該税に係る調査等、免税証の交付、証明、特別徴収交付金の交付額の決定に関する事務

同 上

個人の都民税、個人の事業税、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る都民税、都たばこ税、ゴルフ場利用税、鉱区税、狩猟税及び宿泊税の課税、当該各税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、特別徴収交付金の交付額の決定、個人の都民税に係る徴収取扱費の決定、自動車税の環境性能割の申請書類の受付、自動車税の種別割に係る申請書類の受付及び隨時課税納税通知書等の作成、宿泊税に係る特別徴収義務者等に対する検査及び調査に関する事務

宿泊税の課税、当該税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、当該税に係る特別徴収義務者等に対する検査及び調査に関する事務

個人の都民税、個人の事業税、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る都民税（中央都税を除く）、都たばこ税、ゴルフ場利用税、鉱区税及び狩猟税の課税、当該各税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、特別徴収交付金の交付額の決定、個人の都民税に係る徴収取扱費の決定、自動車税の環境性能割の申請書類の受付、自動車税の種別割に係る申請書類の受付及び隨時課税納税通知書等の作成、宿泊税の申告受付に関する事務

利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る都民税の課税、当該税の事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理に関する事務

軽油引取税の課税、当該税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、当該税に係る調査、免税証の交付、特別徴収交付金の交付額の決定に関する事務

同 上

法人二税の課税及び事業所税の申告受付、法人二税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、法人二税に係る調査等に関する事務

同 上

同 上

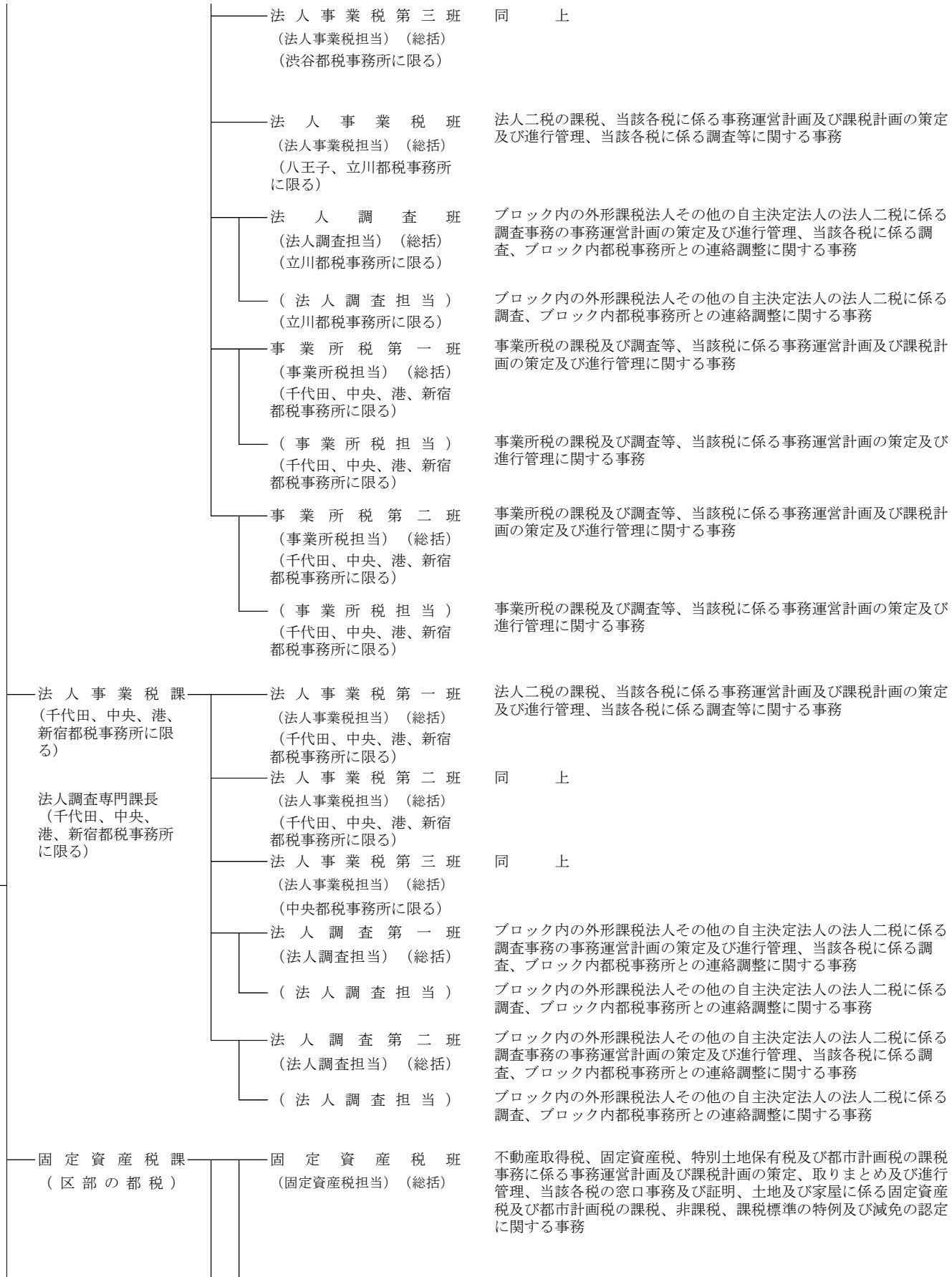
都

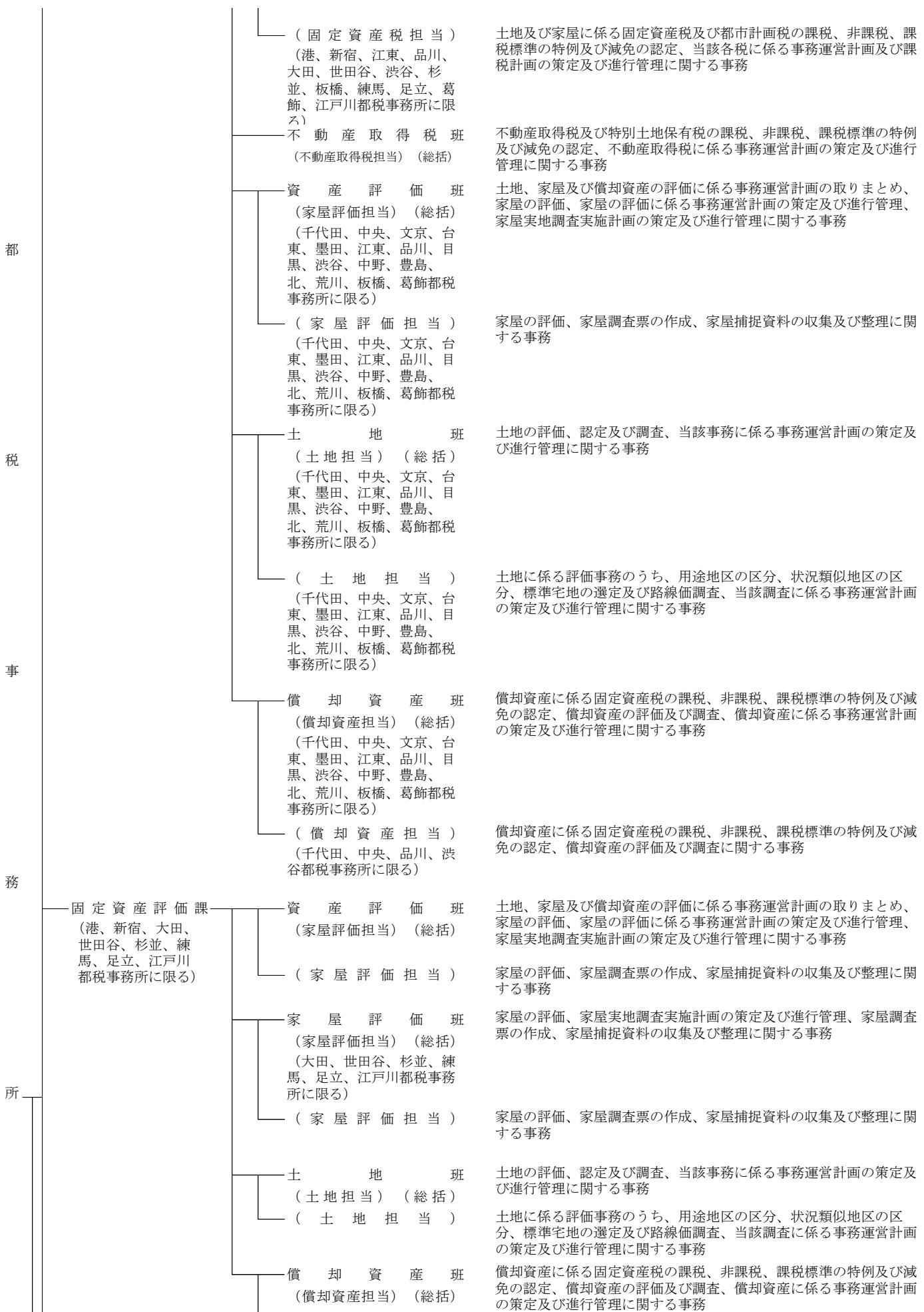
税

事

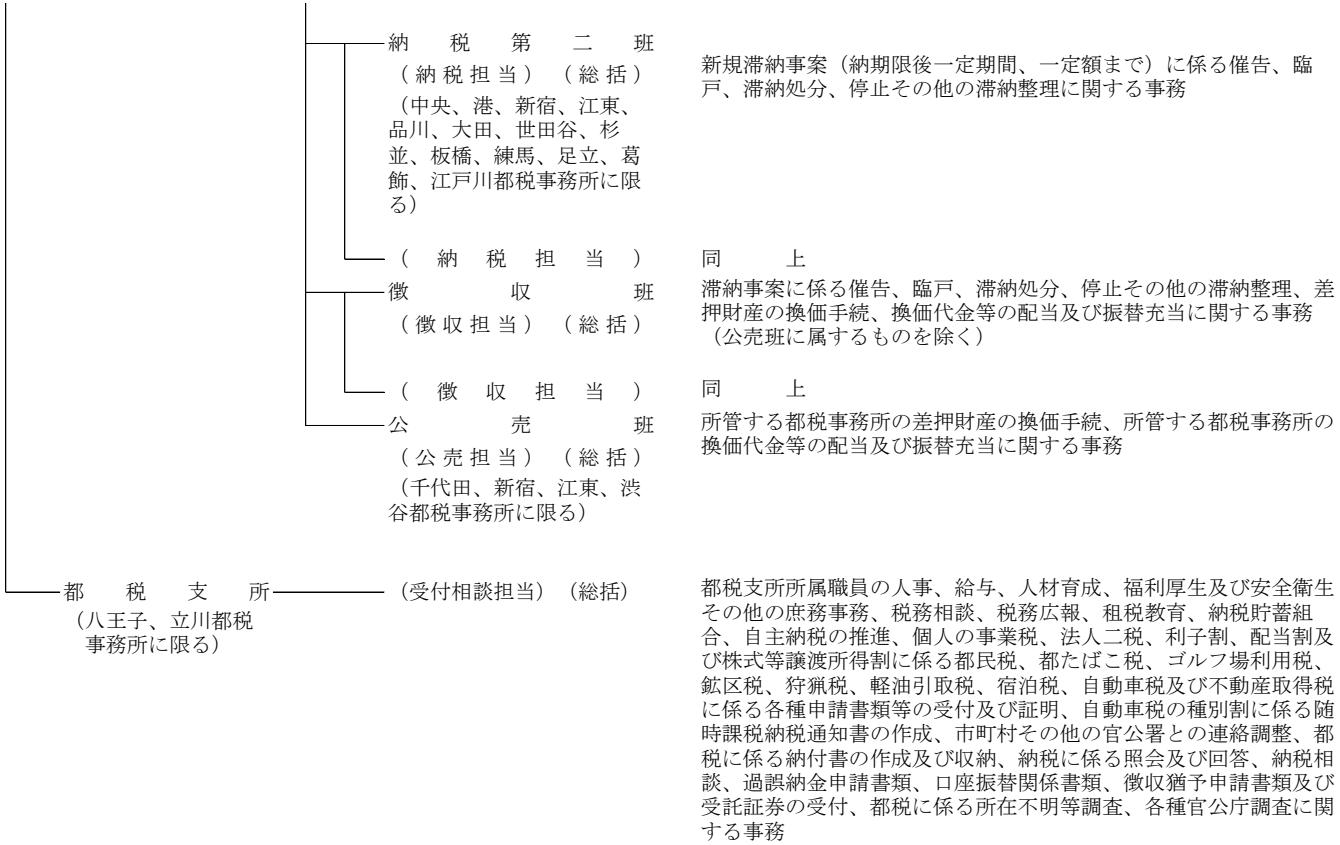
務

所









都税総合事務センター

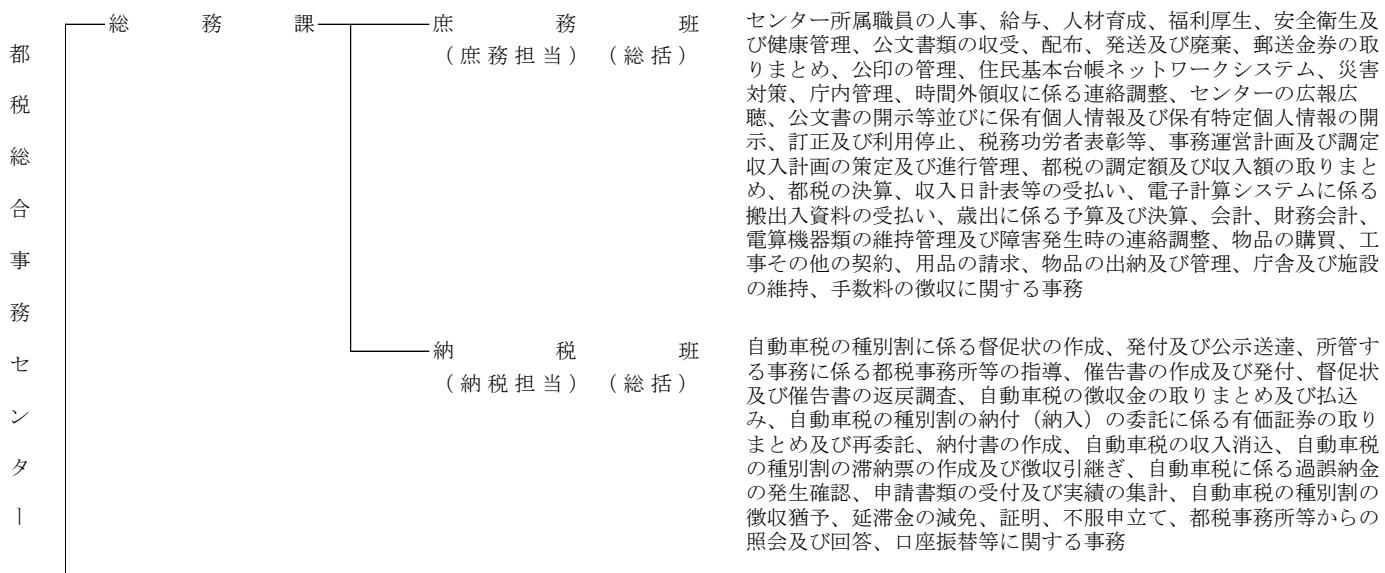
ア 機構・分掌の変更

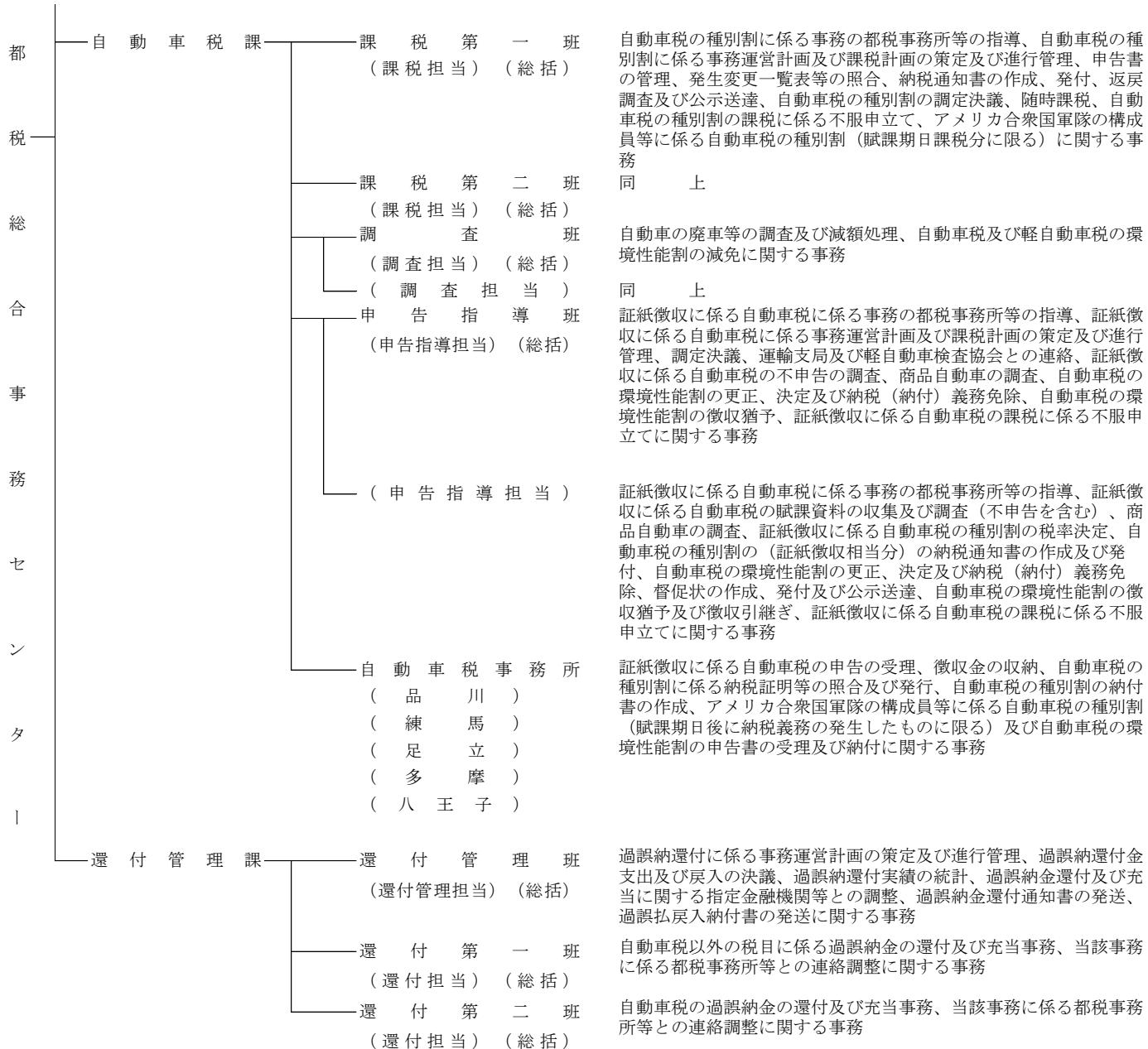
平成19年4月に、自動車税及び自動車取得税に関する納税者への説明責任を明確にし、わかりやすい窓口対応を確保するため、自動車税を所管する自動車税総合事務所及び自動車取得税を所管する自動車税事務所を統合し、都税総合事務センターを新設した。また、徴収部都税還付管理室で行っていた過誤納金の還付又は充当事務及び口座振替事務の安定稼動が図られたため、都税総合事務センターの設置に伴って本庁組織内での運用を終了し、同組織を都税総合事務センター還付管理課に再編した。

平成25年4月に、(公財)東京税務協会への自動車税事務所の委託を拡大するとともに、都税総合事務センター自動車税課に新たに申告指導係を設置し、5つの自動車税事務所の調査業務を集約した。

イ 令和4年4月1日現在の機構・分掌事務は、次のとおりである。

都税総合事務センター各課班分掌事務概要





支 庁

令和4年4月1日現在の機構・分掌事務は、次のとおりである。

支庁の税務事務担当分掌事務概要

支 庁 名	税務事務担当	分 掌 事 務	備 考
大 島	総務課税務担当	都税の賦課徵収及び犯則取締りに関する事務	
三 宅	総務課行政担当	同 上	左の分掌事務の他に各種選挙、村その他の公共団体の行政一般に関する事務を併せて担当している。
八 丈	総務課税務担当	同 上	
小 笠 原	総務課行政担当	同 上	左の分掌事務の他に各種選挙、村その他の公共団体の行政一般に関する事務を併せて担当している。